

## 随意契約理由書

件名	海岸線列車無線試験装置撤去業務
契約の相手方	協和テクノロジズ（株）
根拠法令	地方公営企業法 施行令 第21条の14 第1項2号に該当
随意契約の理由	<p>今回撤去する列車無線試験装置は、令和4年度まで使用していた神戸市高速鉄道実施基準（車両編）に定められる、海岸線5000形車両の列車無線を検査する専用の試験装置である。</p> <p>本試験装置は、令和4年度で更新が完了し、搭載車両がなくなったアナログ列車無線専用の試験装置のため撤去する必要があるが、現在使用しているデジタル列車無線専用の試験装置や地上側の無線設備とも接続されている。その為、列車無線の性能や機能だけでなく、地上の無線設備の動作を熟知し、設計図書等に基づく作業・検査の施工及び特殊部品等の手配が必要不可欠である。</p> <p>これらの諸条件を満たす業者は、列車無線と地上の無線設備の設計・製作・施工を担当し、デジタル列車無線専用の試験機を製作した上記業者だけであるため、上記業者と随意契約を締結するものである。</p>
担当部署 （問合せ先）	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係（電話番号 078-652-7340）